

司法書士法人岡田事務所 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2019年 4月 1日 ~ 2022年 3月 31日
2. 内容

目標1：2021年12月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間8日以上とする。

<対策>

- 2019年 4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 2019年 8月～ 計画的な取得に向けた検討会実施
- 2020年 1月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始

目標2： 所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 2020年 4月～ 社員へのアンケート調査
- 2020年 10月～ 問題点の検討
- 2021年 1月～ ノー残業デーの実施
ミーティング等で社員へ周知